

対象診療月	発送時期	1月～2月	3月～4月	5月～6月	7月～8月	9月～10月
4月初旬	8月初旬	10月初旬	12月初旬	2月初旬		

## 医療費のお知らせ (医療費通知)

です。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから同様の内容をご覧いただき、明細をダウンロードすることもできます。

▼ **対象者** 国民健康保険に加入している方(世帯主宛てに送付されます)

▼ **記載項目** 受診年月、受診者名、医療機関等の名称、入院・通院・調剤等の区分、受診回数、医療費の総額、窓口

は川越年金事務所までお問い合わせください。また、前納された方が厚生年金等に加入したときは、その後の国民年金保険料は還付となります。

いても、月々の給食費は決められた期日までに全額支払う必要があります。  
▼審査の関係上、後期分の給食費の支払い状況は、3月5日(火)までの支払い分で確認します。

※前回分で申請された方の改めての申請は必要ありません。

**申請先** 教育総務課  
※申請書は教育総務課に備え付け又は町ホームページに掲載

**注意事項**

- ✓ 内容による記述三佳びつらの問題にう

※現在の申請受付は、後期分(10月)  
3月)が対象

減し子育て支援を推進するため、学校給食費の一部補助を実施しています。

**補助金の額** 保護者が実際に負担した学校給食費を、児童生徒のうち、2人目は2分の1相当額、3人目以降は全

日・祝日の場合は翌月最初の金曜機関営業日になります。

ひご利用ください。お電話での予約をお願いします。※特別開庁時は、通常の窓口業務(住民票等証明書の発行や住民異動の手続き)はできません。

**〔要予約〕マイナンバーカード手続きのための特別開庁**

町民課からのお知らせ

自助とは、自分の命、安全は自分で守る、ということです。皆さんの行動・備えで、自分や家族の命を守り、社会全体での被害を最小限にとどめることがあります。

## 命を守る3つの自助の取り組み

「自分の命、安全は自分で守る」ために、(1)家具の固定、(2)災害用伝言サービスの体験利用、(3)3日分以上の水・食料の備蓄を、必ず行いましょう。また、県で作成している防災マニュアルブックを活用して家庭での備えを万全にしましよう。マニュアルブックはQRコードからご覧ください。

**広告 駐車場完備 平日午前10時～午後5時 時間外応相談**

# 東松山総合法律事務所

弁護士 笠原徳之 弁護士 五十川剛俊  
予約受付電話 **0493-81-3744**  
あなたの街の近所にある弁護士事務所です  
相続・事故・離婚・借金・刑事、何でもご相談下さい



東松山市松葉町2丁目1番13号  
HP <http://www.hmlf.jp> E-Mail [info@hmlf.jp](mailto:info@hmlf.jp)

